

# さいたま市立常盤北小学校 校庭・体育館開放委員会 令和8年度 第1回運営委員会（総会）資料

令和8年4月10日（金）18時  
会場：常盤北小学校・図書室

進行 教頭

## 次 第

### 1 挨拶

### 2 各委員自己紹介

### 3 議 事

- |                              |     |        |
|------------------------------|-----|--------|
| (1) 令和7年度事業報告                | 委員長 | p2     |
| (2) 令和7年度交付金会計報告             | 委員長 | p3     |
| (3) 令和8年度事業計画、予算案、分担金の徴収について | 委員長 | p4-5   |
| (4) 令和8年度運営、施設開放、使用規則等について   | 教 頭 | p6-11  |
| (5) A E Dの使用について             | 教 頭 | p12    |
| (6) 規約について                   | 教 頭 | p13    |
| (7) 書類等                      | 教 頭 | P14-15 |

### 4 諸連絡 教 頭

- ・第1回校庭等整備： 4/25（土） 13:30～14:30  
(分担金の集金をします)飲み物は各自持参してください。
- ・第2回運営委員会： 8/28（金） 18:00～19:00
- ・第2回校庭等整備： 11/ 7（土） 13:30～14:30
- ・第3回校庭等整備： 3/ 5（金） 18:00～19:00
  
- ・提出書類について
- ・安心メールの登録について

### 5 利用日の確認 前期（5月～10月）利用日の検討・確認

## 令和8年度「常盤北小学校校庭・体育館開放委員会」運営委員

R8.4.1 現在

No.	役職	氏名	所属等	活動時間等
1	顧問	中田 清人	常盤北小学校校長	
2	委員長	野口 秀俊	浦和常盤サッカースポーツ少年団	第1・3・5 土曜 午後 第2・4・5日曜午前・午後 国民の祝日・休日午前・午後
3	管理指導員	河田 和夫		
4	副委員長	清水 晴雄	常盤少年野球クラブ	第1・3日曜（午前・午後） 第2・4土曜（午後）
5	会計	吉田 聡	FCときわ	毎週日曜及び国民の祝日・休日（朝） 第2・3・5土曜（夜間）
6	委員	斉藤 馨	常盤少年団（ミニバス）	第1～5土曜 午後 第2・4日曜 午前・午後 国民の祝日・休日午前・午後
7	委員	樋口 桂士	FCときわ	毎週日曜及び国民の祝日・休日（朝） 第2・3・5土曜（夜間）
8	委員	小林 伸	ロク・フットボールクラブ	毎週金曜（夜間） 第2・4月曜（夜間）
9	委員	石井 航平	うさぎ団	毎週日曜（夜間） 第1・4土曜（夜間）
10	委員	中村 太一	新進会	第1・3・5日曜 午前
11	委員	五味 滋子	みんなの夢ハウス	第1土曜 午前
12	副委員長	島 純子	PTA会長	
13	幹事	其原 純也	教頭	
14	幹事	清水 大貴	教務主任	
15	幹事	石渡 鷹斗	体育主任	

運営委員 15名／団体数 8団体

メンバーが変わった際には、必ずご一報ください。

常盤北小学校 浦和区針ヶ谷4-2-12 電話 048-825-6336

FAX 048-835-1353

e-mail：学校宛 tokiwakita-e@saitama-city.ed.jp

教頭宛 tokiwa-kita-es-02@city.saitama.jp

# 令和7年度 学校体育施設開放運営及び事業報告

さいたま市立常盤北小学校  
校庭・体育館開放委員会

## 1 総会（第1回運営委員会）

- ・日時 令和7年 4月11日（金） 18：00～19：00
- ・協議内容
  - ・令和6年度事業報告
  - ・令和6年度交付金等会計報告
  - ・令和7年度の運営について
    - ・組織、規約について（新規団体の紹介含む）
    - ・施設開放について
    - ・使用上の留意点について
  - ・前期校庭・体育館開放利用割当て確認 等

## 2 第1回校庭等整備

- ・日時 令和7年 4月19日（土） 13：30～14：30
- ・場所 常盤北小学校校庭
- ・内容 側溝清掃、除草、校庭砂ならし、校庭ポイント打ち 等  
※各団体より分担金を集金させていただきます。

## 3 第2回運営委員会

- ・日時 令和7年 8月29日（金） 18：00～19：00
- ・場所 常盤北小学校図書室
- ・協議内容
  - ・前期夜間校庭・体育館開放利用状況報告
  - ・後期夜間校庭・体育館開放利用割り当て決定
  - ・その他（運動会前後の予定確認等）

## 4 第2回校庭等整備

- ・日時 令和7年11月8日（土） 12：30～13：30
- ・場所 常盤北小学校校庭
- ・内容 側溝清掃、除草、校庭砂ならし 等

## 5 第3回校庭等整備

- ・日時 令和8年 3月6日（金） 18：00～19：00
- ・場所 常盤北小学校体育館
- ・内容 ワックス掛け、窓清掃 等

# 令和7年度 校庭開放事業交付金等決算書

記載責任者 野口 秀俊

## 1 収入の部 予算<決算…△

費目	7年度予算額	令和7年度決算	比較(△減)	附記
交付金	83,000	83,000	0	市交付金
分担金	16,000	16,000	0	利用団体分担金 2,000円×8団体
繰越金	48,741	48,741	0	
雑収入	0	81	81	利息
計	147,741	147,822	81	

## 2 支出の部 予算<決算…△

費目	7年度予算額	令和7年度決算	比較(△減)	附記	
会議費	5,000	0	5,000		
事務費	5,000	500	4,500	A4コピー用紙(500円)	
維持管理費	134,000	86,081	47,919		
内 訳	備品購入費	24,000	0	24,000	<支出の内訳> ハンドソープ(25,323円)、 トイレットペーパー(23,040円)、 モップスφ760・90(35,325円)、 軍手(511円)、 ゴミ袋(1,882円)
	消耗品費 (補助対象)	95,000	86,081	8,929	
	消耗品費 (補助対象外)				
	印刷製本費	0	0		
	手数料	15,000	0	15,000	
予備費	3,741	0	3,741		
計	147,741	86,581	61,160		

## 3 差引残高

収入合計	支出合計	残高合計
147,822	86,581	61,241

残金 61,241 円は、令和8年度へ繰り越します。上記のとおり報告します。

令和8年3月31日

さいたま市立常盤北小学校

校庭・体育館開放運営委員会委員長

野口 秀俊

令和7年度における財務関係帳簿及び証拠書類を監査したところ、その収支及び関係書類は適正であることを認めたので、御報告いたします。

令和8年3月31日

会計監査 和田 亜幾

# 令和8年度 学校体育施設開放事業計画

さいたま市立常盤北小学校  
校庭・体育館開放委員会

## 1 総会（第1回運営委員会）

- ・日時 令和8年 4月10日（金） 18：00～19：00
- ・協議内容
  - ・令和7年度事業報告
  - ・令和7年度交付金等会計報告
  - ・令和8年度の運営について
    - ・組織、規約について（新規団体の紹介含む）
    - ・施設開放について
    - ・使用上の留意点について
    - ・前期校庭・体育館開放利用割当て確認 等

## 2 第1回校庭等整備

- ・日時 令和8年 4月25日（土） 13：30～14：30
- ・場所 常盤北小学校校庭
- ・内容 側溝清掃、除草、校庭砂ならし、校庭ポイント打ち 等  
※各団体より分担金を集金させていただきます。

## 3 第2回運営委員会

- ・日時 令和8年 8月28日（金） 18：00～19：00
- ・場所 常盤北小学校図書室
- ・協議内容
  - ・前期夜間校庭・体育館開放利用状況報告
  - ・後期夜間校庭・体育館開放利用割り当て決定
  - ・その他（運動会前後の予定確認等）

## 4 第2回校庭等整備

- ・日時 令和8年11月7日（土） 13：30～14：30
- ・場所 常盤北小学校校庭
- ・内容 側溝清掃、除草、校庭砂ならし 等

## 5 第3回校庭等整備

- ・日時 令和9年 3月5日（金） 18：00～19：00
- ・場所 常盤北小学校体育館
- ・内容 ワックス掛け、窓清掃 等  
※各団体2名程度の参加をお願いします。

## 令和8年度 校庭開放事業交付金等予算書（案）

記載責任者 野口 秀俊

### 1 収入の部

今年<昨年…△

費目	8年度予算額	7年度予算額	比較（△減）	附記
交付金	83,000	83,000	0	市交付金
分担金	16,000	16,000	0	利用団体分担金 ※2,000円×8団体
繰越金	61,241	48,741	12,500	
雑収入	0	0	0	利息
計	160,241	147,741	12,500	

### 2 支出の部

今年<昨年…△

費目	8年度予算額	7年度予算額	比較（△減）	附記	
会議費	5,000	5,000	0	飲み物、紙コップ等	
事務費	5,000	5,000	0	コピー用紙代、ATM手数料等	
維持管理費	147,000	134,000	13,000		
内 訳	備品購入費	24,000	24,000	0	モップ等
	消耗品費	98,000	75,000	13,000	泡ハンドソープ、軍手、トイレットペーパー等
	印刷製本費	0	0	0	
	手数料	25,000	25,000	0	モップクリーニング代等
予備費	3,241	3,741	△500		
計	160,241	147,741	12,500		

### 3 差引残高

収入合計	支出合計	残高合計
160,241	160,241	0

※分担金は、第1回校庭等整備（4/25・土）の際に集金させていただきます。

## 令和8年度 運営について

- 1 運営委員会を4月と8月に開催します。
- 2 利用日については、昼間・夜間とも、第1回運営委員会で前期（5月～10月）、第2回運営委員会で後期（11月～翌年4月）の使用計画を確認します。
- 3 体育館は、土日の昼間のみ開放します。（平日や土日の夜間の開放はしない。）
- 4 開放しない日
  - ・学校行事等により開放できない日（※体育館：2月下旬～4月初旬、使用不可）
  - ・その他、学校、PTA、さいたま市の関係行事等により、校庭・体育館を開放できないと判断した日
- 5 使用希望日が重なった際の決定は、該当団体で協議して行ってください。
- 6 校庭使用後は、体育授業に支障のないよう、ブラシをかけてください。ただし、校庭にラインが引いてある場合は、ラインを消さないようにしてください。消えてしまった場合は原状復帰をお願いします。（ブラシは駐車場付近に置いてあります。）
- 7 利用管理日誌は、毎回必ず記入し、所定の場所（職員室前）に置くか、又はグーグルフォームでご報告ください。  
（利用団体数調査と利用者数調査のため、確認する場合があります。）
- 8 鍵を一定期間続けてお貸しすることは、原則できません。毎回取りに来てください。学校は平日の朝8時から18時ぐらいまでは開いています。閉まっている時は、インターホンでお呼びください。また、振替休業日に注意してください。ただし、団体の責任においてキーボックス等を設置し、適切かつ安全に管理する場合はその限りではない。
- 9 使用各団体に渡すもの
  - ・トイレ鍵（男・女）
  - ・管理日誌ファイル
  - ※必要な団体には、照明の鍵等
- 10 鍵や利用管理日誌等の返却は、職員室前までお願いします。都合がつかないときは、駐車場出入り口の郵便ポストに入れてください。ただし、団体の責任においてキーボックス等を設置し、適切かつ安全に管理する場合はその限りではない。
- 11 駐車場出入り口の引き戸は、最後の人は必ず閉めてください。
- 12 利用団体以外の人を、チーム内に入れることはしないでください。試合等で、他のチームを呼ぶ場合は、本校の開放規則について説明し、責任は呼んだ団体が負ってください。（車の駐車等で、事故など起きないように、徹底してください。）
- 13 連絡方法について
  - ・総会（第1回運営委員会）で連絡または決定した事項については、改めて連絡しませんので御注意ください。※校庭等整備（全3回）、第2回運営委員会
  - ・校庭使用の可否について、電話でのお問い合わせは御遠慮ください。
- 14 学校へのお問い合わせは、土・日・祝日・学校閉庁日を除く8：20～16：50に、電話（825-6336）をお願いします。メールでのお問い合わせは御遠慮ください。

## 土曜日・日曜日の昼間の施設開放について

※校庭、体育館とも、土曜日の午前は、原則として開放しない。

### <校庭>

	土曜日		日曜日	
	午前	午後	午前	午後
第1週	みんなの夢ハウス	浦和常盤サッカースポーツ少年団	常盤少年野球クラブ	
第2週		常盤少年野球クラブ	浦和常盤サッカースポーツ少年団	
第3週		浦和常盤サッカースポーツ少年団	常盤少年野球クラブ	
第4週		常盤少年野球クラブ	浦和常盤サッカースポーツ少年団	
第5週		浦和常盤サッカースポーツ少年団	浦和常盤サッカースポーツ少年団	

### <体育館>

	土曜日		日曜日	
	午前	午後	午前	午後
第1週		少年団 (ミニバス)	新進会	少年団 (ミニバス)
第2週		少年団 (ミニバス)	少年団 (ミニバス)	少年団 (ミニバス)
第3週		少年団 (ミニバス)	新進会	少年団 (ミニバス)
第4週		少年団 (ミニバス)	少年団 (ミニバス)	少年団 (ミニバス)
第5週		少年団 (ミニバス)	新進会	少年団 (ミニバス)

## さいたま市立常盤北小学校 体育館使用規則

### 【体育館の床面の保護】

- 1 体育館を使用するときは必ず玄関から入館し、体育館専用の履き物に履きかえること。
- 2 堅いもの、先のとがったものは使用しないこと。
- 2 物を移動するときは、引きずらないこと。
- 3 机、椅子を使用するときは、シートを敷いてから設置すること。
- 4 床面にテープを貼らないこと。
- 5 使用後は、モップでからぶきをすること。

### 【使用中の注意】

- 1 子どもだけでは絶対使用しないこと。
- 2 体育館の用具類（跳び箱・マットなど）で遊ばないこと。
- 3 管理室・用具室・更衣室には私物を一切置かないこと。
- 4 ステージ側のネットに触れないこと。（原則としてネットは引いておく。）
- 5 管理室・ギャラリー・放送室・放送器具は無断で使用しないこと。  
(放送室は立入禁止)
- 6 電気等が消えているか、必ず確認をすること。

### 【スポーツ少年団等利用団体の使用について】

- 1 使用にあたっては、あらかじめ学校に申し出て、学校行事に支障がないか確認してから使用許可願を提出すること。
- 2 使用する前に、必ず学校に連絡してから使用すること。
- 3 利用団体の備品等は、全て持ち帰ること。
- 4 利用者は、あらかじめ指定された時間を厳守すること。
- 5 利用後は、利用前の状態に復してから学校に連絡すること。
- 6 万一、施設設備を破損した場合は、必ず学校に申し出て、利用前の状況に復すること。
- 7 許可された場所・備品以外の使用は禁止する。
- 8 体育館内での飲食・喫煙・火気の使用は禁止する。（敷地内禁煙）
- 9 幼児を連れてきた場合には、使用規則を守らせるとともに、保護者が責任をもって監督すること。
- 10 自動車は、指定された場所に駐車すること。
- 11 この規則に反したことが生じた場合は、利用を禁止することがある。

# さいたま市立常盤北小学校（校庭）夜間開放実施要領

## 1 利用方法

- (1) 利用希望団体は、年度当初の校庭・体育館開放運営委員会に出席し、運営委員と管理委員を登録する。
- (2) 利用希望団体は年2回の校庭・体育館開放運営委員会に出席して使用計画を話し合った上、前期と後期の利用希望計画を作成して許可を得る。
- (3) 利用団体の管理委員は、使用前に職員室所定の場所から管理指導日誌を受け取り、利用後、使用人数等必要事項を記入の上、所定の場所に戻す。
- (4) 利用後は、用具を片付けて現状に復し、ごみ等がないかどうか確認し整理する。
- (5) 点灯は、コイン方式により管理委員が行い、消灯は自動とする。ただし、点灯時間に残りがある場合は、管理委員が手動により消灯を行う。
- (6) 学校の運動用具等をみだりに持ち出して使用しない。
- (7) 校舎内に立ち入らない。
- (8) 火気の扱い、水道栓の開閉などは行わない。

## 2 利用時間

- ・利用時間は午後6時から午後9時の間とし、1時間単位とする。

## 3 実費負担

- ・電気量実費負担とする。

## 4 コインの販売

- ・コインの販売については、夜間照明の電源をコイン方式とし、利用計画に基づき、さいたま市スポーツ文化局スポーツ振興課で販売している。

## 5 開放の種目

- ・ソフトボール、サッカー、その他スポーツ活動で、運営委員会で利用を許可されたもの。

## 6 用具等の貸出

- ・サッカーゴール、ネット、その他利用を許可された用具。

## 7 利用者は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設・設備、鍵、管理指導日誌等を汚損あるいは損傷し亡失すること。
- (2) 指定した場所以外に立ち入ること。
- (3) 指定した施設・設備以外のものを使用すること。
- (4) 指定した場所以外に自動車を乗り入れ、または駐車すること。

- (5) 飲酒した者が校庭等を利用すること。
- (6) 敷地内で喫煙すること。
- (7) 敷地内で火気を使用すること。
- (8) 騒音もしくは大声を発したり、暴力を用いたりして他の利用者や近隣に迷惑を及ぼすこと。

## 8 利用者の賠償責任

- (1) 利用者が、施設または設備を汚損あるいは損傷し、亡失したときは、速やかに校庭・体育館開放運営委員長へその旨を届けなければならない。
- (2) 利用者が、施設または設備を汚損あるいは損傷し、亡失したときは、損害賠償の責を負うものとする。
  - ア ガラスを破損した場合は、すべて弁償する。なお、この際は全て現物によるものとする。
  - イ 近隣の家屋等の破損も全て弁償する。
  - ウ その他については、校庭・体育館開放運営委員長の指示に従うこと。
- (3) 利用者が施設を利用することによって起きた人身事故等は、利用者側でその責任を負うものとする。

## 9 利用の禁止等

- (1) 利用者・利用団体が校庭開放の目的に反した行為をしたときは直ちに使用許可を取り消すことができる。
- (2) 学校行事等の実施に伴う緊急のときは、使用許可を取り消す。
- (3) 利用者が管理指導員の指示に従わない場合は、直ちに使用許可を取り消すことができる。

## 10 その他

- (1) 学校運営に支障のない範囲内で開放する。
- (2) 開放については、児童の遊び場開放（時間）も考慮する。

# 学校施設・設備の使用について

さいたま市立常盤北小学校

## 1 校庭の使用について

- (1) 雨天時、降雨後の地盤が軟弱なときは使用しないこと。
- (2) スパイク等は使用しないこと。
- (3) 地面を削ったり、穴を掘ったりしないこと。万一削れてしまった場合には、現状に復すること。
- (4) トラック等のコースロープを傷付けたり、切ったりしないこと。万一、傷付けたり、切ったりした場合には、現状に復すること。
- (5) ライン、マーカー等の設置は、原則としてしないこと。
- (6) 校庭にラインが引いてある場合は、できるだけ消さないようにすること。消えてしまったり、薄くなってしまうたりした場合は、原状復帰をすること。
- (7) サッカーゴール等は移動しないこと。
- (8) ごみ等を散らかさないこと。  
(月曜の朝、正門付近にゴミや吸い殻が落ちていることがある。)

## 2 舗装部分の使用について

- (1) 体育館前、昇降口階段前、階段下等の舗装された所では、練習したり、ボールを使っ  
ての運動や遊びをしたりしないこと。
- (2) (1)の場所には自動車や自転車を乗り入れないこと。  
(自動車：所定の駐車場、給食室前。自転車：自転車置き場のみ、駐輪可)
- (3) 駐車場には、本校職員分として3台分確保しておくこと。(カラーコーンを置く)
- (4) 駐車場以外に車を乗り入れしないこと。
- (5) 体育館・校舎・階段等の壁にボール等を投げ当てないこと。
- (6) 昇降口前等、ぬれた靴で汚したり、ごみを散らかしたりしないこと。

## 3 その他の場所、施設等について

- (1) 花壇、植え込み等に入らないこと。
- (2) プランターにボール等を当てたり、蹴ったりしないこと。(プランターが壊れたら  
弁償をお願いします。)
- (3) 水道の水で遊ばないこと。
- (4) トイレは、大事に使い、壊したり汚したりしないこと。
- (5) トイレを汚した場合は、利用団体が責任を持って掃除すること。
- (6) 校舎の南側や北側には立ち入らないこと。
- (7) 空き缶、ペットボトル、弁当等のごみは、必ず持ち帰ること。
- (8) 敷地内禁煙を厳守すること。
- (9) 正門前や自動車出入り用の門付近に、たばこの吸い殻を捨てないこと。  
(かなり落ちている場合がある。)
- (10) 学校前の道路に路上駐車はしないこと。
- (11) 校舎内への出入りの際は、用件と団体名をはっきりと名乗ること。

※以上のことを子どもたちへも十分指導していただくとともに、指導者・保護者・大人の  
利用者へも徹底してくださるようお願いいたします。

上記のことが守れない場合は、使用をお断りします。

## 学校体育施設開放事業活動におけるAEDの使用について

各団体におかれましては、活動中の緊急事態の場合、人命が最優先である観点から、以下のようにAEDを使用するようお願いいたします。

### 記

- 1 AED設置場所 校舎1階 保健室（グラウンドからの表示を窓に掲示）  
常盤中学校正門付近
- 2 開放団体への周知 校庭開放委員会運営委員会にて各団体へ周知
- 3 使用の場合は、保健室の窓ガラスを割って、保健室の中に入り、AEDを使用する。  
（保健室前 水道場に置いてある水やりホースのリール等でガラスを割る）
- 4 ガラスを割った場合は、各団体で応急処置をして、ガラス屋に連絡する。  
また、各団体より管理指導員（委員長）へ連絡し、管理指導員から教頭へ連絡する。
- 5 校舎の警備に関しては、各団体が警備会社（東和警備保障）に連絡をして、事情を説明する。

**東和警備保障 048-863-7446**

**ガラス（天沼商事） 048-822-3377**

AEDをボックスから取り出した場合には、AEDを設置している中学校及びさいたま市教育委員会事務局健康教育課（048-829-1679）の両方に連絡してください。なお、どちらの連絡先にもつながらない場合には、翌開庁日に改めて改めて御連絡をお願いします。連絡先はAED本体に記載しています。

## さいたま市立常盤北小学校校庭・体育館開放委員会規約

### (名称及び事務所)

第1条 この会は、さいたま市立常盤北小学校校庭・体育館開放委員会と称し、事務所を常盤北小学校に置く。

### (目的)

第2条 この会は、さいたま市の生涯スポーツ振興に寄与するため、学校体育施設開放事業に協力し、その運営について審議するとともに、連絡調整を図ることを目的とする。

### (組織)

第3条 この会は、PTA会長、利用団体の各代表並びに本校教頭及び職員をもって組織する。

2 校長は、さいたま市立常盤北小学校校庭・体育館開放委員会に出席し、学校運営及び管理の立場から意見を述べるものとする。

### (役員)

第4条 この会に次の役員を置く。

委員長（1名） 副委員長（2名） 幹事（1～3名） 監事（1～2名）

2 必要に応じて、その他委員を置くことができる。

### (任期)

第5条 この会の役員の任期は、1年とする。

2 再任は妨げない。

### (管理責任)

第6条 開放委員会が開放を行うものと決定した時間内においては、当該学校長の管理責任を負わず、開放委員会が負うものとする。

2 開放施設を総合的に管理するため、開放責任者（管理指導員）を置く。本会の委員長が兼任する。

### (管理指導員)

第7条 管理責任者の指示を受け、担当開放施設の管理及び当該開放施設を利用する者の指導にあたるものとする。

### (帳簿)

第8条 この会に、次の諸帳簿を備えるものとする。

出納簿 日誌その他必要な帳簿

### (経費)

第9条 この会の経費は、市交付金、利用団体分担金、寄付金その他をもって充てる。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (付則)

この規約は、平成29年4月1日より適用する。

## 常盤北小学校体育施設利用管理日誌

利用月日・時間	令和 年 月 日 ( ) 時 ~ 時				
利用団体名		利用 者 数	子ども	大人	合計
利用責任者			男 人	男 人	人
電話番号	- -		女 人	女 人	
実施場所					
特記事項(事故・けが・その処置等)					
確認事項	<input type="checkbox"/> 器具の片付け <input type="checkbox"/> ごみの片付け <input type="checkbox"/> 消灯 <input type="checkbox"/> 施錠				

利用月日・時間	令和 年 月 日 ( ) 時 ~ 時				
利用団体名		利用 者 数	子ども	大人	合計
利用責任者			男 人	男 人	人
電話番号	- -		女 人	女 人	
実施場所					
特記事項(事故・けが・その処置等)					
確認事項	<input type="checkbox"/> 器具の片付け <input type="checkbox"/> ごみの片付け <input type="checkbox"/> 消灯 <input type="checkbox"/> 施錠				

令和 年 月 日

さいたま市立常盤北小学校  
校長 中田 清人 様

団体名  
代表者名 印  
住 所  
電 話

## 校地・校舎等使用許可願

このことについて、下記のとおり使用いたしたく、許可の御承認をお願いいたします。

### 記

1 目 的

2 日 時 令和 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分

3 場 所 校庭・体育館・ ( )

4 使用備品

5 その他

6 備 考 万一、使用場所・備品等の紛失、破損等があった場合、責任をもって補充または修理をいたします。

7 連絡先 担当者：  
電 話：